

第5回うるま市産業まつり及び第11回全沖縄やまいも勝負の開催について

観光課

☎965-5634

本市で生産及び2次加工される物産を一堂に展示し、生産意欲の高揚と市民の市産品に対する啓発を図るとともに広く内外に紹介し、市産業の発展・振興に資することを目的に開催しております。市民の皆様のご来場をお待ちしております。

【と き】

12月19日(土)・20日(日)

午前10時～午後6時

やまいも勝負

12月20日(日)

午前10時～午後4時(表彰式含む)

【う る ま】 石川庁舎周辺

年末年始の交通安全県民運動実施!

年末年始の交通安全県民運動が12月21日(月)より平成22年1月4日(月)までの15日間実施されます。

「飲酒運転しない させない ゆるさない環境づくり」

※交通量の増加する師走です、急がず・焦らず・譲り合いの心で、交通ルールとマナーを守り、明るく交通事故のない新年を!

飲酒運転 NO! いけません!

「ちょっとくらいなら、いいか・・・」という安易な気持ちで運転して事故を起こした場合、加害者も被害者も家族も大変な思いをすることになります。「酔ってないよ甘い考えが一生後悔する。」「仕事も、家庭もなくす、飲酒運転。」

・うるま市交通安全推進協議会
・市民生活課 ☎973-5487

後期高齢者医療(長寿医療) 保険からのお知らせ

国民健康保険課 老人医療係

☎973-3202

後期高齢者医療(長寿医療) 保険料が従来の金融機関に加え、ゆうちょ銀行(郵便局)からも口座振替できるようになりました。ご希望する方については、お近くの郵便局で手続きしてくださいますようお願いいたします。

保険料については、所得に応じて計算されます。まだ、所得申告(平成20年中の収入)されていない方は、うるま市役所市民税課へ、確定申告については沖縄税務署で早めに申告してください。

※未申告だと、保険料の算定ができません。そのため、保険料軽減が受けられないことがあります。

製造事業所の皆様へ

企画課

☎973-5005

平成21年工業統計調査が12月31日現在で実施されます。この調査は、製造業を営む事業所を対象として行われ、調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料や企業・大学などの研究資料、小中・高等学校の教材など、広く利用されています。12月中旬から来年1月にかけて調査員が各事業所を訪問します。お忙しい時期とは思いますが、調査にご協力くださるようお願いいたします。

住宅防音工事を実施した住宅について

沖縄防衛局 住宅防音課

☎921-8150

沖縄防衛局から補助金の交付を受け住宅防音工事を実施した住宅や冷暖房機及び換気扇を処分制限期間が経過しないうちに解体する場合、模様替えする場合、譲渡する場合、交換する場合、貸し付ける場合、又は担保に供する場合には、事前の手続きが必要です。

また、アパート等の借家人が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合に引越をする際には、建物所有者に補助事業者としての責務を継承する手続きが必要となっております。

このような場合には、まず沖縄防衛局にご連絡くださいますようお願いいたします。

事業主の皆様へ優遇措置のお知らせ

商工課

☎965-5611

市では、企業立地促進条例に基づき、申請のあった該当事業主に対し、雇用奨励金の交付及び固定資産税の課税免除を行っています。詳細は、うるま市ホームページでご確認いただけます。

【対象事業】

製造業・道路貨物運送業・こん包業・卸売業・電気業・機械修理業・ソフトウェア業等

◎雇用奨励金制度

【条件】従業員が5人以上の企業で、本市における操業開始の日から2年以内に、1年以上の常時雇用で市内在住者を新規採用している者。雇用保険に加入している者。

【奨励金の額】対象従業員1人につき5万円以内(ただし、1人につき1回限り)

【申請書の提出期限】操業開始の日から3年以内

◎固定資産税の課税免除

【条件】市内に取得価格が1千万円以上の施設・設備等を新設または増設した青色申告者に対し、当該設備若しくはその敷地である土地(ただし、その取得の翌日から起算して1年以内に建物の建設の着手があった場合に限る。)に係る固定資産税につき、最初の年度以降5年間課税を免除する。

【申請書の提出期限】課税年度の最初の日の属する年の1月31日